

瀬戸市消防本部告示第 1 号

瀬戸市消防長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成 19 年瀬戸市消防本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 31 日

瀬戸市消防長 矢野 研一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
条例等の名称	該当条項	条例等の名称	該当条項
瀬戸市情報公開条例 （平成 12 年瀬戸市 条例第 5 号）	<u>第 6 条第 1 項</u>	瀬戸市情報公開条例 （平成 12 年瀬戸市 条例第 5 号）	<u>第 8 条第 1 項</u>
瀬戸市個人情報保護 条例（平成 5 年瀬戸 市条例第 25 号）	<u>第 16 条第 1 項、第 29 条第 1 項及び第 36 条第 1 項</u>	瀬戸市個人情報保護 条例（平成 5 年瀬戸 市条例第 25 号）	<u>第 16 条第 1 項、第 21 条第 1 項及び第 24 条第 1 項</u>

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。